議案第36号

字の区域の変更及び設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定に基づき，変更調書のとおり変更及び設定し，土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

平成27年２月24日

つくば市長　市　原　健　一

変更調書

蓮沼字蓮田に変更する区域

蓮沼　字申塚　　２６４の一部，２６５，２６６の一部，３７５の１の一部，３７５の２，３７６の１の一部，３７６の２，４０６から４０９までの各一部，

同　字中井　　２６７，２６８，２６９の１から２６９の５まで，２７０の１から２７０の８まで，２７１の１から２７１の３まで，２７２の１から２７２の３まで，２７３の１から２７３の３まで，２７４の１から２７４の３まで，２７５，２７６の１から２７６の３まで，３１３の１，３１３の４，３１３の５，３１４の１から３１４の３まで，３１５の１から３１５の３まで，３１６から３１８まで，３１９の１から３１９の３まで，３２０の１から３２０の３まで，３２１，３２２の１から３２２の３まで，３２３の１から３２３の３まで，３２４の１から３２４の３まで，３２５から３４７まで，３４８の１，３４９，３５０，３５１の１，３５１の２，３５４から３５７まで，３５８の１，３５８の２，３５９から３６７まで，３６８の一部，３６９の一部，３７０，３７１の１，３７１の２，３７２の１，３７２の２，３７３，３７４，４１６から４２０までの各一部，４２５の一部，４２６の１の一部，４２６の２の一部，４２７の一部，４２８，４２９の１から４２９の３まで，４３０の１，４３０の２

同　字東田　　１５０４の１から１５０４の３まで，１５１３，１５１９，１５２０の１から１５２０の７まで，１５２１，１５２８

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

蓮沼字本田に変更する区域

蓮沼　字西田	１４４３の２
同　字前田	１４５２から１４５８まで，１４５９の１から１４５９の４まで，１４６０から１４６３まで
同　字東田	１５０２

蓮沼字矢崎に変更する区域

要元南口堀　字矢崎	５２２，５２３，５６５，５６６
蓮沼　字申塚	２６４の一部，２６６の一部，３７５の１の一部，３７６の１の一部，３７７から３８２まで，３８４，３８５，３８５の１，３８８から３９２まで，３９５から３９９まで，４００の１，４０１から４０５まで，４０６から４０９までの各一部，４１０から４１５まで，４２４，４５２から４８６まで，４８７の５から４８７の１４まで，４８７の２３から４８７の２５まで，４８８，４８９
同　字中井	３６８の一部，３６９の一部，４１６から４２０までの各一部，４２１，４２５の一部，４２６の１の一部，４２６の２の一部，４２７の一部
同　字弁才天	４３６の２，４３９の１，４４０の１，４４１の１，４４３，４４４，４４７の１，６９２，６９３，６９４の１，６９４の２
同　字下田	６０３，６０３の１，６３０の１，６３１，６３２の１，６６０の１
同　字前田	１４８１の１，１４８１の２，１４９５の２

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

要元上口堀字八幡北を設定する区域

要元上口堀	字西原	２９から３２まで，３３から３５までの各一部
同	字八幡東	４６の一部，４７，４８
同	字古屋敷西	４９から５９まで，６１から６８まで
同	字古屋敷	７１の１の一部，７２の一部
要元南口堀	字屋敷	６４１の一部，６４２の一部
蓮沼	字横堀	１１０１の９の一部，１１０１の１０，１１０１の１１，１１０１の１２の一部，１１０１の１５から１１０１の１７までの各一部，１１０２の一部，１１０３の一部，１１０４，１１０５の１，１１０５の２，１１０６，１１０７，１１０８の一部，１１０９の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部

要元南口堀字八幡南を設定する区域

要元上口堀	字西原	３３から３５までの各一部，３６
同	字八幡東	３７から４５まで，４６の一部，１２５，１２８，１２９
同	字古屋敷	８２の１から８２の１１まで
同	字下田	１１０から１１２まで，１１３の１，１１５，１１８の１
同	字堂ノ前	１１９の１，１２０の１，１２１から１２４まで
同	字八幡前	１２６，１２７
要元南口堀	字北浦	９８の１，９８の２
同	字八幡東	９９から１０５まで，３１５
同	字八幡前	１０６から１０８まで，１１６，１１７の３，１１８，１２０の１，１２３の１，２６３の１，２６４の１，２６５から２６７まで

同　　字坊ノ内　　２６８から２７１まで，２７２の１，２７５の３，２７６から２８２まで，２８４の１，２９５から３１４まで

同　　字古屋敷　　３１６から３２０まで，３２１の１，３２１の２，３２２の２，３２６，３２７，３４５の１，３４６の１，３４７の１，３４８の１，３４９から３５１まで，３５３，３５４，３６０，３６１

同　　字道後　　３５５から３５９まで，３６５

同　　字とう脇　　３６８から３７９まで，３８０の１

同　　字下田　　６１３の一部

同　　字屋敷　　６１４から６２０まで，６２１の１，６２１の２，６２２から６２６まで，６２７の１，６２７の２，６２８，６２９から６３１までの各一部，６４１の一部，６４２の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部

蓮沼字観音堂を設定する区域

要元上口堀　字古屋敷　　７１の１の一部，７２の一部，７３の２

要元南口堀　字下田　　６１３の一部

同　　字屋敷　　６２９から６３１までの各一部，６３２から６３８まで，６３９の１，６３９の２，６４０，６４１の一部，６４２の一部

蓮沼　字中島　　１０１９の１，１０２０の１，１０２１から１０２４まで，１０２５の１，１０２６の１，１０２７の１，１０２９の１，１０３０，１０３１の１，１０３２，１０３３の１，１０３４から１０４７まで，１０４８の１，１０４９の１，１０５０，１０５１，１０５２の１，１０５３の１，１０５４から１０５６まで，１０５７の１，１０５７の２，１

	０５８，１０５９の1，１０６０の1，１０６１から１０６５まで，乙１０６５，１０６６から１０６８まで，１０６９の1，１０６９の2，１０６９の4，１０７０の1から１０７０の3まで，１０７１から１０７７まで
同　字堤崎	１０７８，１０７８の1，１０７９，１０８０の1，１０８０の2，１０８１の1，１０８１の2，１０８２，１０８３の1，１０８３の2，１０８４の1，１０８４の2，１０８５の1，１０８６の1，１０８７，１０９０から１０９８まで，１０９９の1から１０９９の4まで，１１００，１１０１の1，１１０１の5から１１０１の8まで，１１０１の9の一部，１１０１の１２の一部，１０１１の１３，１０１１の１４，１０１１の１５から１０１１の１７の各一部，１１０１の１８から１１０１の２５まで，１１０２の一部，１１０３の一部、１１０８の一部，１１０９の一部，１１１７，１１１８の1，１１１８の2，１１１９から１１３２まで，１１３３の1，１１７４から１１７６まで
同　字西田	１１４４の1，１１７７，１１７８，１１７９の1，１１８０，１１８１の1，１１８３の2，１１８３の3，１４２２の3，１４２２の4，１４２３
同　字台	１１８４，１１８６，１１８７の1，１１８８から１１９２まで，１１９３の2，１１９５の1，１１９７の1，１１９８，１１９９の1，１２００の1，１２０１の1，１２０２，１２０３の1，１２０４の1，１２０６の1，
同　字桑原	１３３８の1，１３３９の1，１３４１の1，１３４２の1，１３４３の1，１３４４の1，１３４７の1，１３４

８の５から１３４８の７まで，１３４８の９から１３４８の１４まで，１３５２，１３５３の１，１３５３の内１，１３５３の２，１３５７から１３６１まで，１３６２の３，１３６３の１，１３６４の１

同　字前田　　１４０７

及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部

上記地番は平成２６年９月２４日現在の登記簿による。

議案第36号資料

土地改良事業施行地区位置図
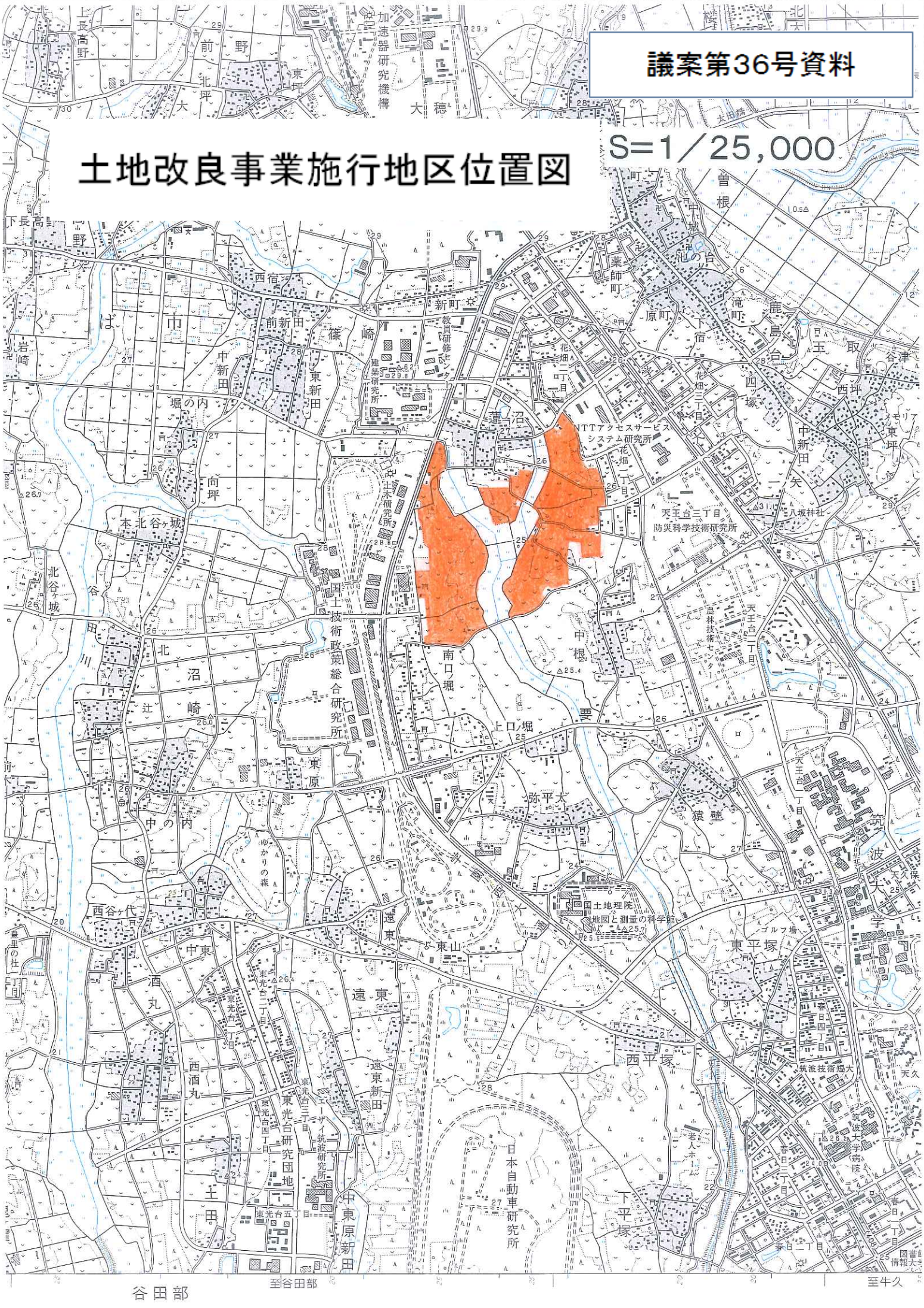
S=1／25,000